

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：尾三消防組合

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	74.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112.0%
うち 暫定再任用職員	—
うち 会計年度任用職員	146.2%
全職員	70.3%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階別	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	78.2%

(2) 勤続年数別

役職段階別	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	86.8%
11～15年	99.0%
6～10年	72.7%
1～5年	95.9%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

尾三消防組合において、性別による給料月額の違いはありません。

男女の給与の差が生じている背景には以下の要因があります。

1 扶養手当、住居手当及び児童手当による影響

扶養手当、住居手当及び児童手当については、世帯主となっている男性に支給していることが多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は99.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は92.4%、児童手当の受給者に占める男性の割合は99.8%であることから、男女の給与の差が生じる大きな要因となっています。

2 男女の勤続年数による影響

任期の定めのない職員で女性職員は平成17年度から採用され、勤続年数が男性職員と比べて浅く、課長補佐級以上の女性職員が在籍していないことから、男女の給与の差が生じる大きな要因となっています。

3 勤務形態による影響

任期の定めのない常勤職員以外のうち、会計年度任用職員は男性が1名、女性が2名在籍していますが、雇用契約上男性職員1名の勤務時間数は週当たり21時間、女性職員2名の勤務時間数は週30時間と女性職員の勤務時間数が多いことから、会計年度任用職員の給与の差は、女性の給与の割合が高くなっています。

全職員357名のうち女性職員は19名で、会計年度任用職員の占める割合が男性よりも高いことから、女性の方が男性よりも平均年間給与の低い会計年度任用職員の影響を大きく受けます。よって、全体の男女の給与の差は、職員区分別と比べ割合が低くなっています。